

企業立地ガイド（英語版） 作成業務仕様書

1 業務の目的

三重県が実施する外資系企業誘致にあたってのツールとして、企業訪問、各種展示会、セミナー、ホームページ等において、本県の操業環境等の魅力をPRするためのガイドブック（英語版）を作成します。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

企業立地ガイド（英語版）作成委託業務

(2) 委託期間

契約の日から平成30年1月18日（木）まで

(3) 業務内容

以下の業務を行うこと。

・ 三重県の投資ガイドブック（英語版）作成

内容のメリハリやインパクトがあり、見やすいデザイン性があるガイドブックの作成。
（素材、データは三重県から提供する）

・ ガイドブック印刷

平成30年1月15日（月）17時までに上記ガイドブック500部を、2（5）に記載する納入場所に納入すること。

印刷物仕様書

1. カラー、A4、8ページ、中綴じ、再生コート紙 四六判 110kg
2. 校正は2～3回程度必要に応じて実施する。
3. 「その他特記事項」欄に記載のとおり、印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。
4. 「古紙リサイクル適性ランクリスト」についてはAランクを満たすこと。

(4) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA4版・両面印刷）
1部（提出時期：委託業務完了時）

イ ガイドブック500部及び電子データ（PDF）1枚

(5) 納入場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 雇用経済部企業誘致推進課 企業誘致班

(6) 納入期限

平成30年1月15日(月) 17時

(7) 委託料の支払い

- ・委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

3. 受託上の留意点

- ・契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

- ・本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

- ・本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、三重県に帰属する。

- ・暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

- ・不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、

発注所属と協議を行うこと。

② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

・ その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

4 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班 担当 島

電話：059-224-2819 ファクシミリ：059-224-2221

電子メール：kigyoyu@pref.mie.jp